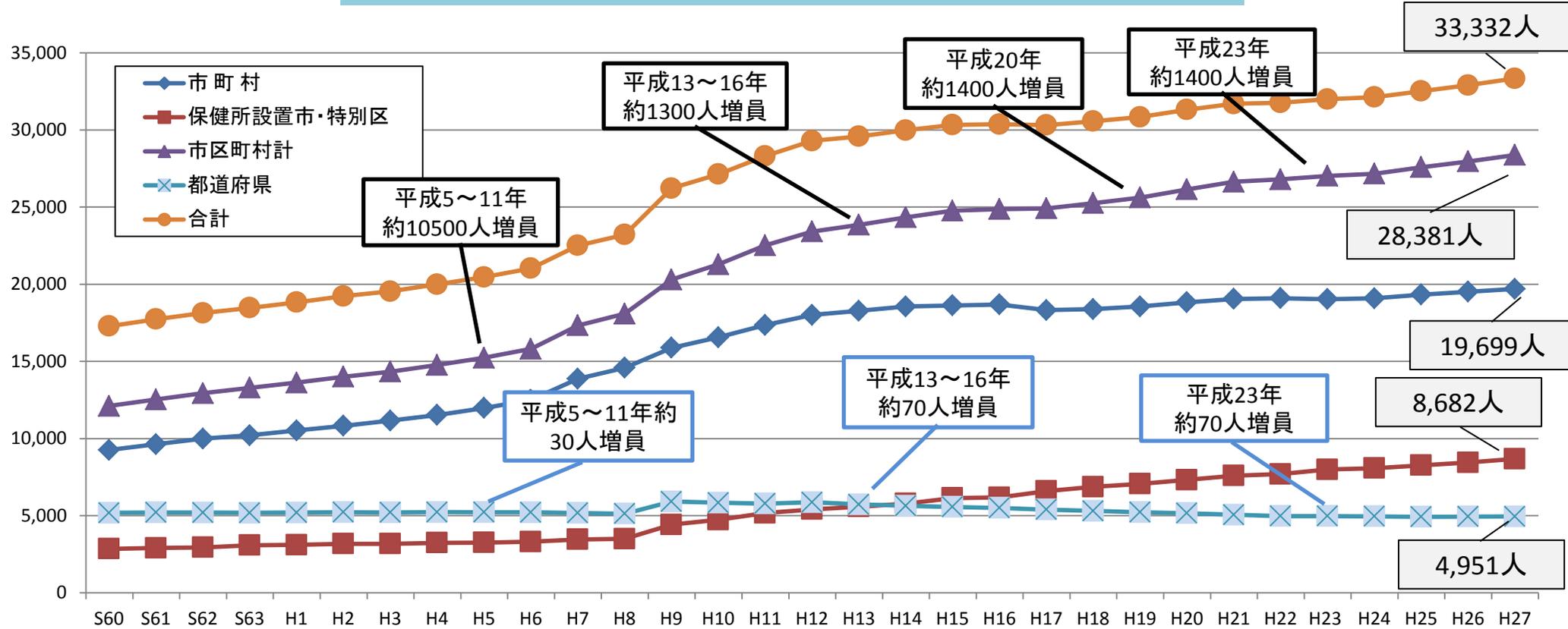


地域保健をめぐる国の動きと リーダーに期待すること

厚生労働省健康局健康課
保健指導室 島田陽子

地方自治体における 保健師の状況

自治体の保健師数の動向と関連施策の変遷



主な制度改正等
市町村保健活動費交付金化
精神保健法
第2次国民健康づくり対策
ゴールドプラン
老人福祉等福祉関係8法改正
老人保健法改正
障害者基本法制定
地域保健法(09全面施行)／母子保健法改正／エンゼルプラン／新ゴールドプラン／交付金の一般財源化
精神保健法改正
介護保険法(12全面施行)
地域における保健婦及び保健士の保健活動について
新エンゼルプラン／精神保健福祉法改正
健康日本21／ゴールドプラン21／健やか親子21／児童虐待防止法
保健看法改正／DV防止法
健康増進法
援対策推進法
少子化社会対策基本法／次世代育成支援対策推進法
児童虐待防止法改正
発達障害者支援法／児童福祉法改正
介護保険法改正／障害者自立支援法／高齢者虐待防止法
療制度改革
がん対策基本法／自殺対策基本法／医療制度改革
特定健診・保健指導
※新型インフルエンザ対策
肝炎対策基本法／保健看法改正
健康日本21(第二次)／地域保健対策の推進に関する基本的な指針改正
介護保険法改正／障害者虐待防止法
「自殺うつ対策」
※東日本大震災
地域における保健師の保健活動について

出典：H7年までは保健婦設置状況調査、H8年は保健所運営報告、H10年は全国保健師長会調査、H9年、H11-20年は保健師等活動領域調査、H21-27年は保健師活動領域調査

保健師活動領域調査(領域調査)*¹の概要

【目的】*²

- この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく一般統計調査として実施するものであり、都道府県及び市区町村に所属する保健師の活動領域を把握するとともに、地域保健福祉活動(介護保険業務及び特定健診・特定保健指導業務を含む。)に従事する全ての保健師の業務内容、業務量の現状を把握することにより、保健師の確保、保健師活動に関する実態の把握及び企画調整の参考資料とする。

【調査時期】

- 平成27年5月1日時点

【調査対象】

- 全都道府県、全市区町村

【調査項目】

- 地方自治体における保健師の所属、職位等

* 1 本調査は、領域調査(毎年実施)と活動調査(3年毎実施)からなり、平成27年度は両調査を実施している。

* 2 領域調査、活動調査共通

保健師活動領域調査の結果の公表

【結果の概要】

➤ 厚生労働省ホームページ

ホーム>統計情報・白書>各種統計調査>

厚生労働統計 一覧>2. 保健衛生>保健師活動領域調査

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/139-1.html>

【統計表】

➤ 総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-stat)」

政府統計全体から探す>厚生労働省>保健師活動領域調査

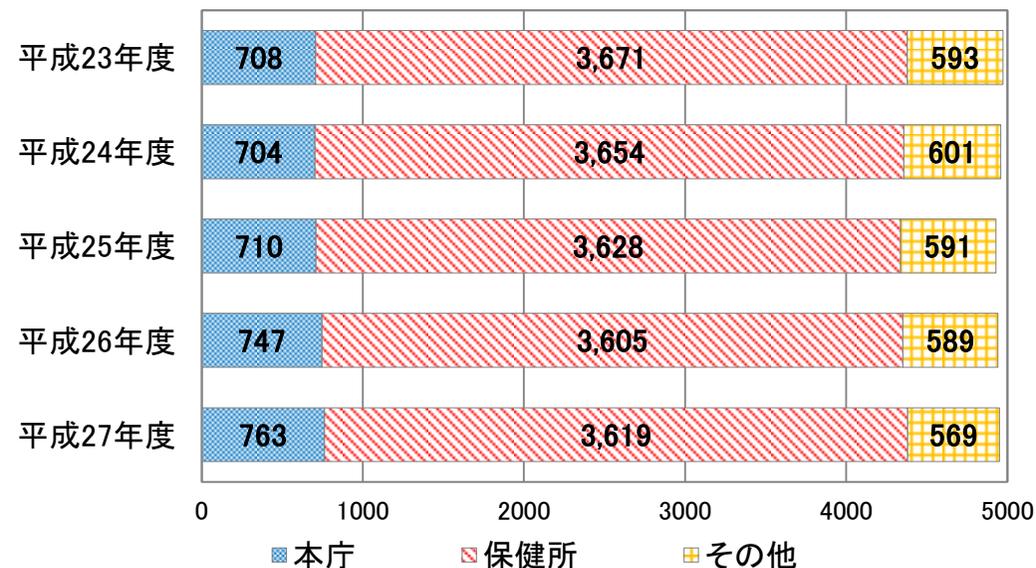
<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001035128>

※厚生労働省ホームページからもリンクしています。

全国の所属部門別常勤保健師数の推移

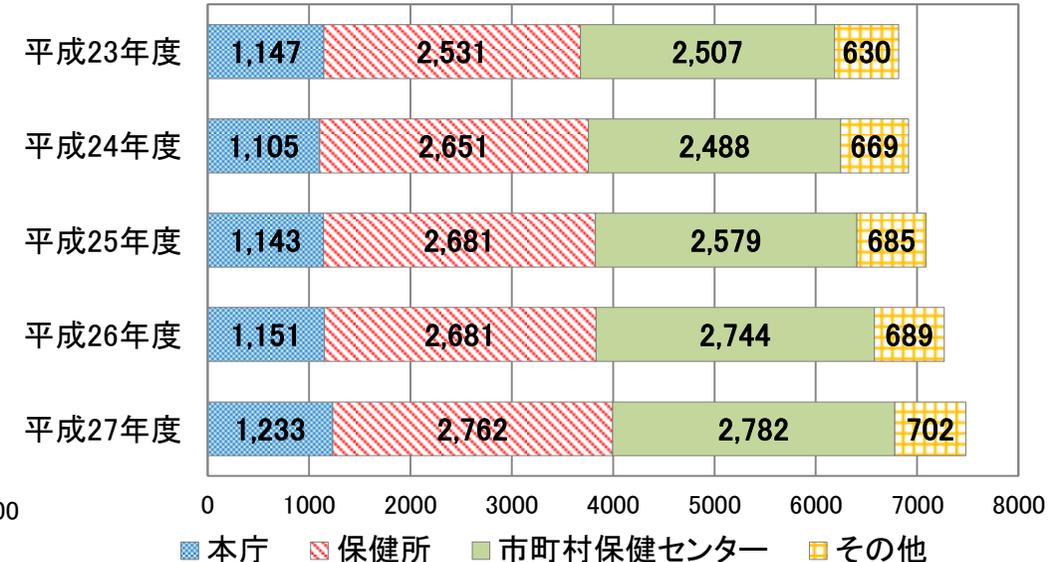
【都道府県】

(単位:人)



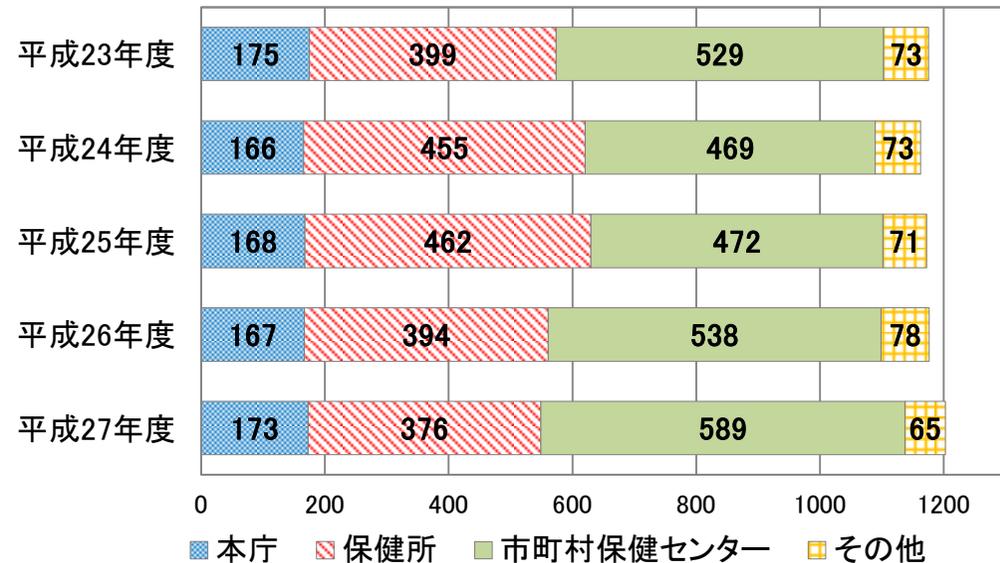
【保健所設置市】

(単位:人)



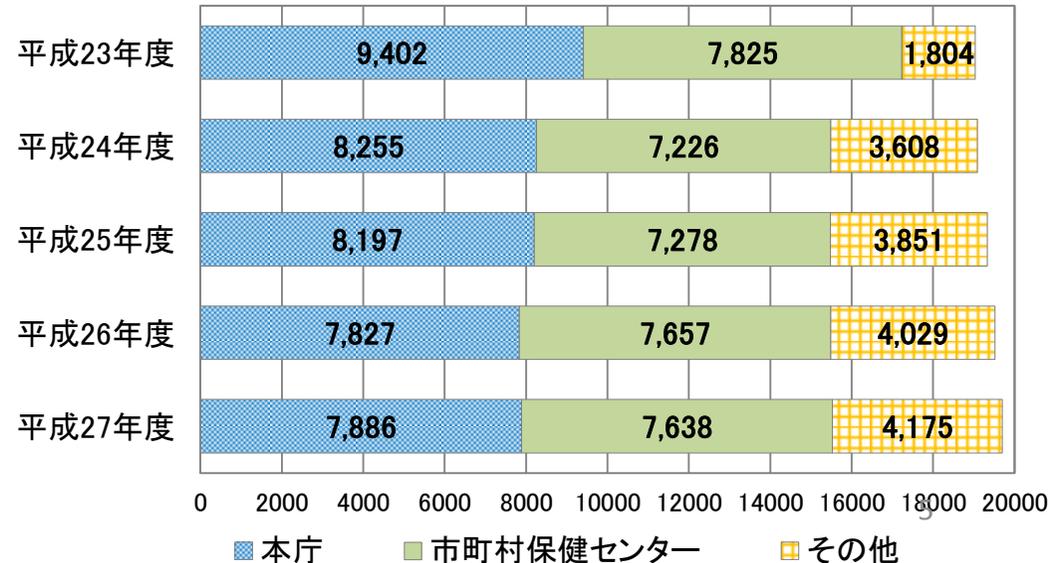
【特別区】

(単位:人)



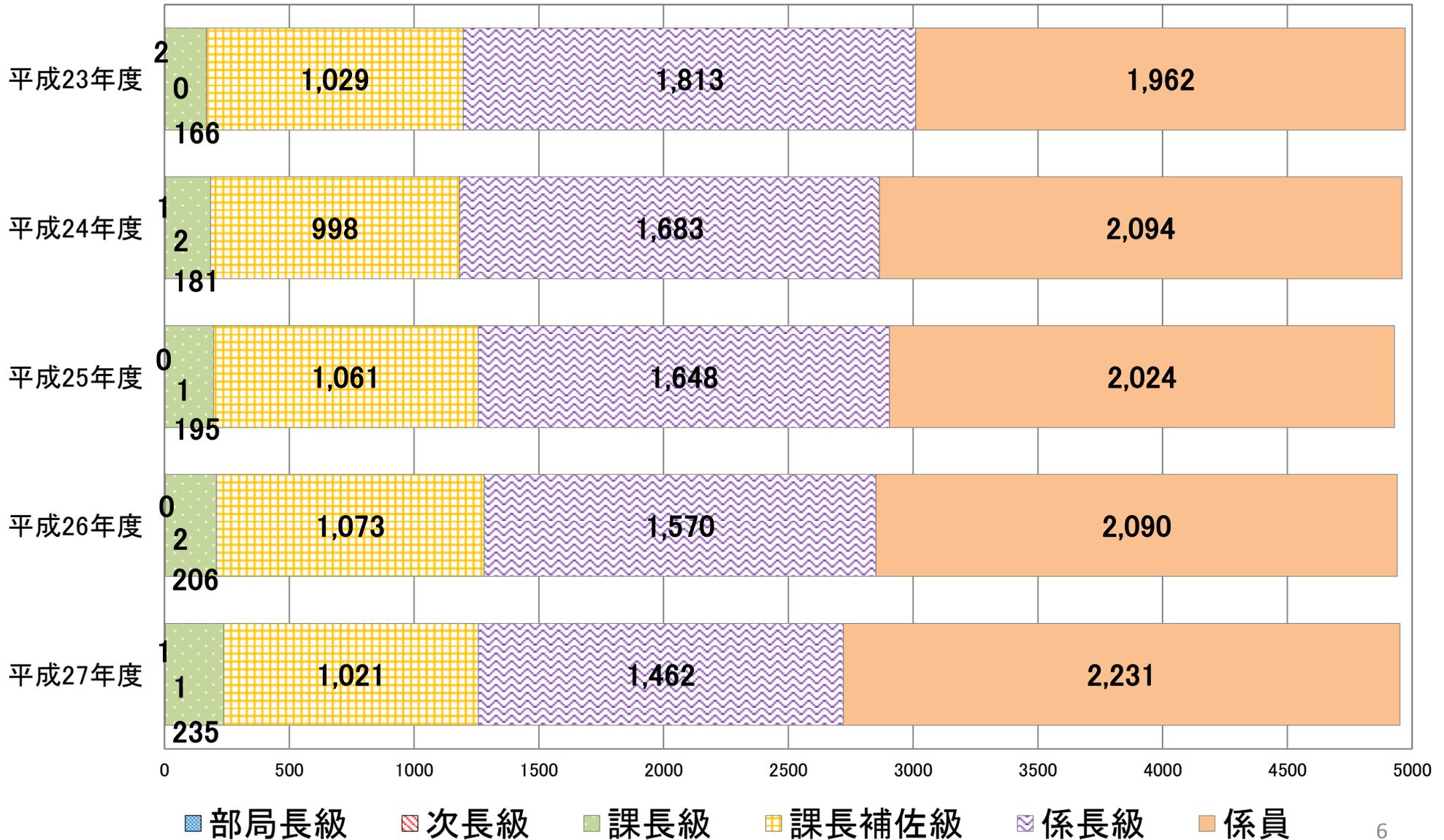
【市町村】

(単位:人)



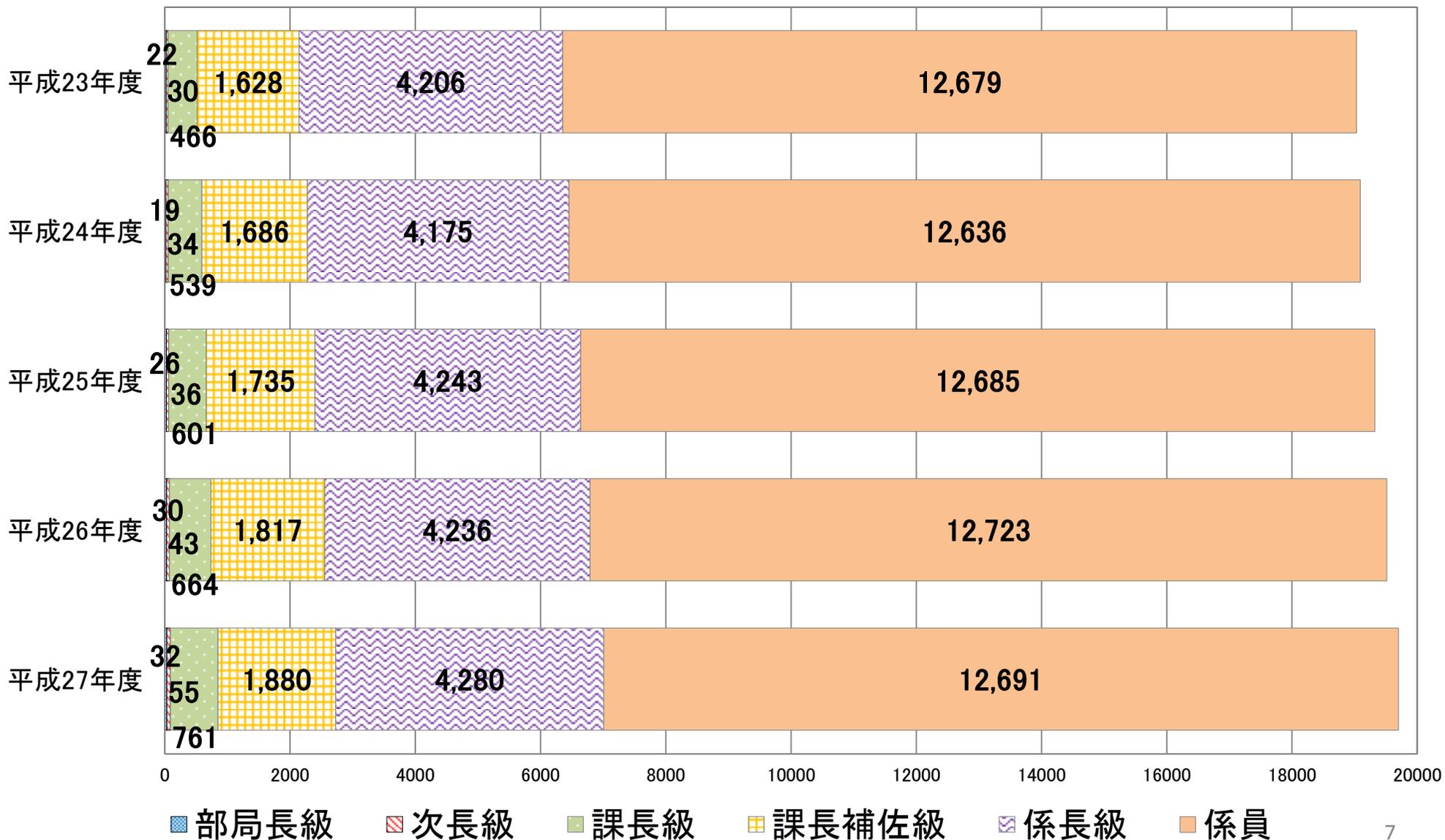
都道府県の職位別常勤保健師数の推移

(単位:人)



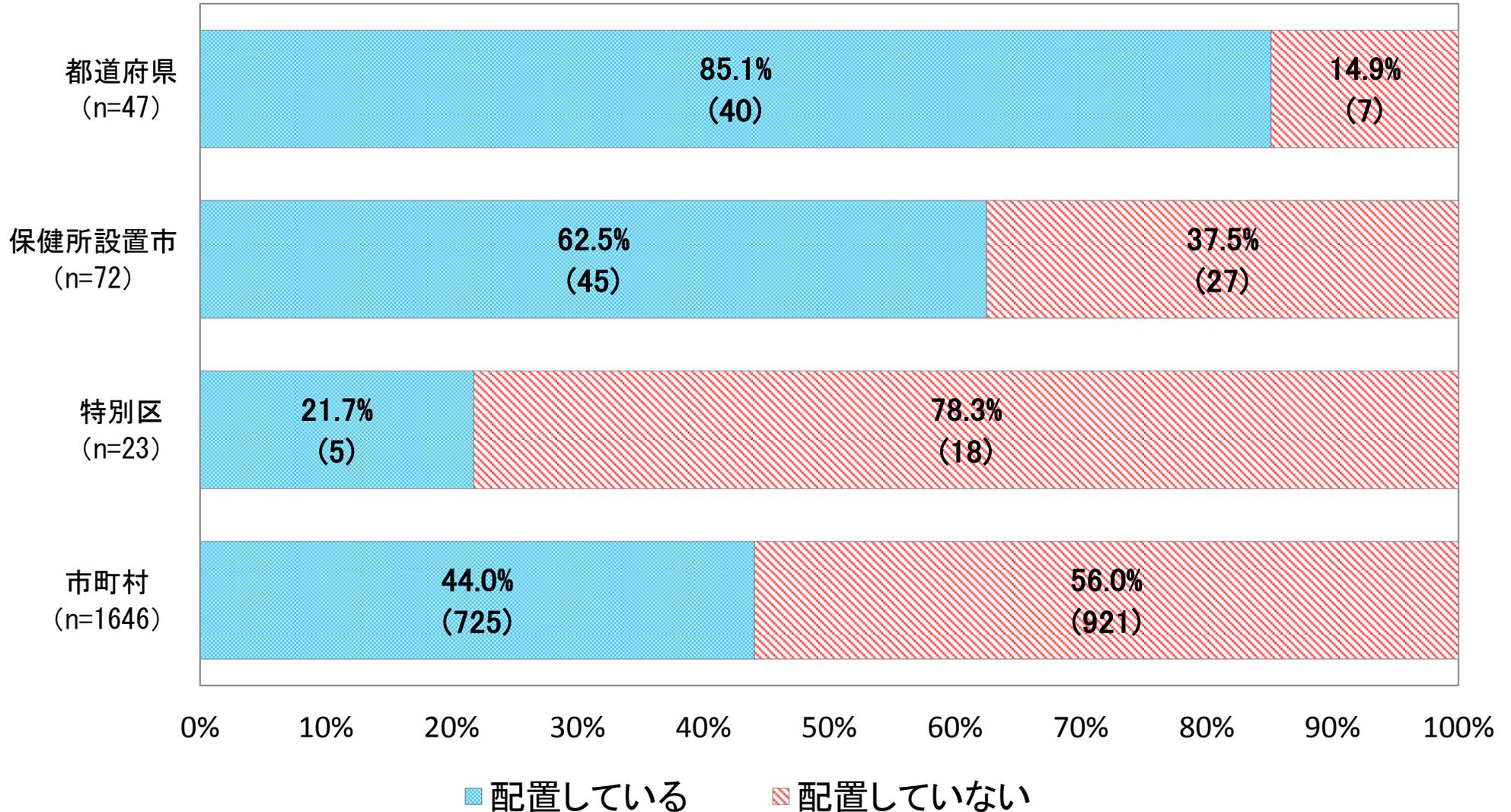
市町村の職位別常勤保健師数の推移

(単位:人)



統括的な役割を担う保健師の配置状況

(単位:自治体)



都道府県の統括的な役割を担う保健師の所属職位別人数

都道府県 (n=195)

(単位:人)

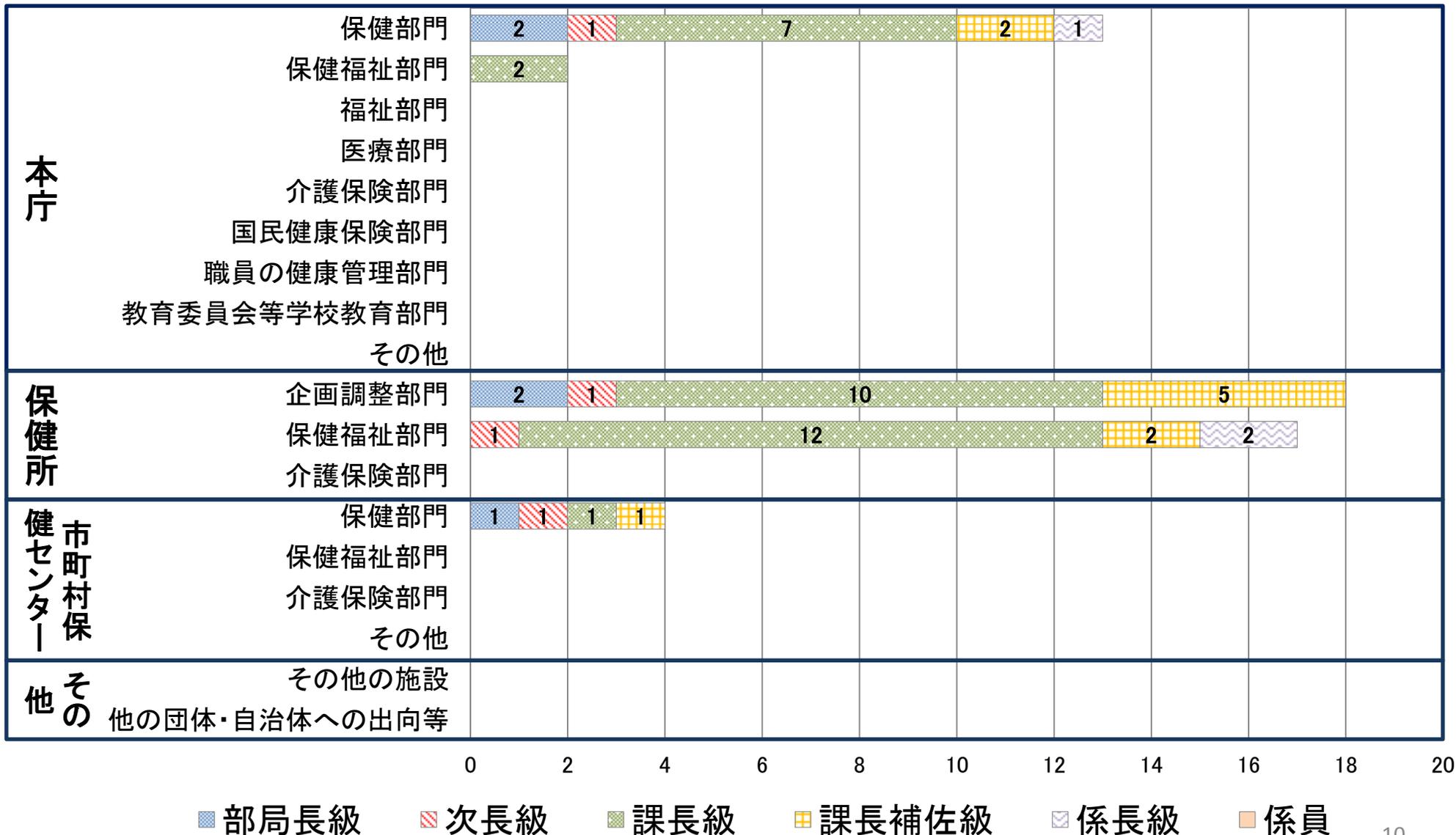


※出先(地方機関)については、本庁の職位で記載している。

保健所設置市の統括的な役割を担う保健師の所属職位別人数

保健所設置市 (n=54)

(単位:人)



※出先(地方機関)については、本庁の職位で記載している。

特別区の統括的な役割を担う保健師の所属職位別人数

特別区 (n=6)

(単位:人)

本庁	保健部門	2	
	保健福祉部門		
	福祉部門	2	
	医療部門		
	介護保険部門		
	国民健康保険部門		
	職員の健康管理部門		
	教育委員会等学校教育部門		
	その他		
保健所	企画調整部門	1	1
	保健福祉部門		
	介護保険部門		
市町村保健センター	保健部門		
	保健福祉部門		
	介護保険部門		
	その他		
その他の施設 他の団体・自治体への出向等			

0

1

2

3

■ 部局長級

■ 次長級

■ 課長級

■ 課長補佐級

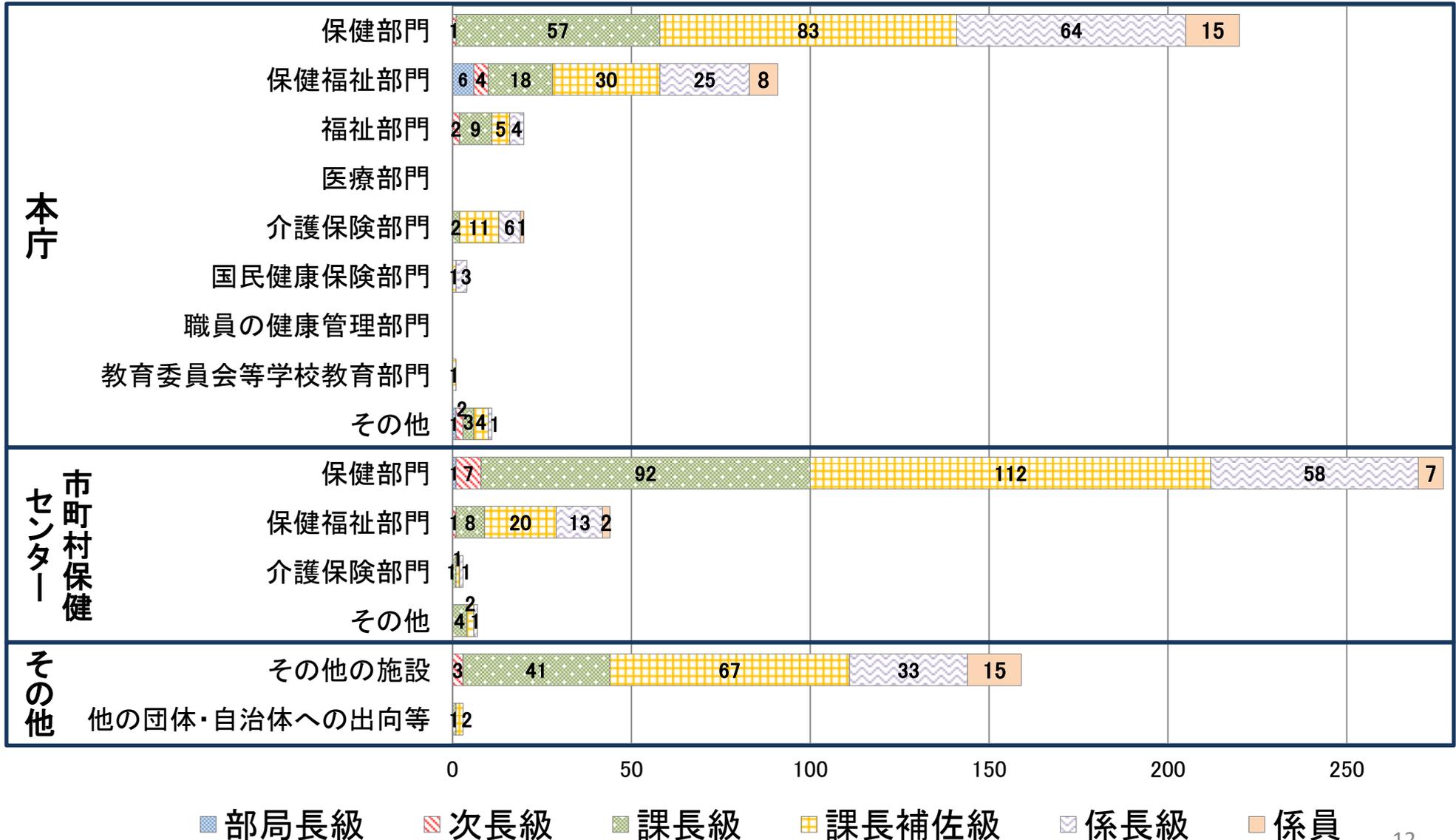
■ 係長級

■ 係員

市町村の統括的な役割を担う保健師の所属職位別人数

市町村 (n=860)

(単位:人)



※出先(地方機関)については、本庁の職位で記載している。

保健師活動領域調査の結果表

総務省統計局「政府統計の総合窓口(e-stat)」

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001035128>



[詳細集計]表23(2)-2 市町村職位別常勤保健師数 市町村別
(再掲:統括的な役割を担う保健師)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001139221>

(画面イメージ)

市町村名	総数							本庁							市町村保健センター						
	合計	部局長級かつ統括的な役割を担う保健師	次長級かつ統括的な役割を担う保健師	課長級かつ統括的な役割を担う保健師	課長補佐級かつ統括的な役割を担う保健師	係長級かつ統括的な役割を担う保健師	係員かつ統括的な役割を担う保健師	小計	部局長級かつ統括的な役割を担う保健師	次長級かつ統括的な役割を担う保健師	課長級かつ統括的な役割を担う保健師	課長補佐級かつ統括的な役割を担う保健師	係長級かつ統括的な役割を担う保健師	係員かつ統括的な役割を担う保健師	小計	部局長級かつ統括的な役割を担う保健師	次長級かつ統括的な役割を担う保健師	課長級かつ統括的な役割を担う保健師	課長補佐級かつ統括的な役割を担う保健師	係長級かつ統括的な役割を担う保健師	係員かつ統括的な役割を担う保健師
合計	860	8	20	236	339	209	48	367	7	9	89	135	103	24	331	1	8	105	135	73	9
XXXXX ●●県 ▲▲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XXXXX ●●県 ▲▲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XXXXX ●●県 ▲▲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XXXXX ●●県 ▲▲市	1	-	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XXXXX ●●県 ▲▲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
XXXXX ●●県 ▲▲市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

「地域における保健師の保健活動に関する指針」※1の活用状況等に係る情報収集

※1 以下、「保健師活動指針(平成25年4月)」とする

- 実施日：平成27年6月2日
- 対象：全都道府県、全市区町村
- 回収率(平成27年6月26日現在)
 - 都道府県：100%(N=47)
 - 政令市等：88.4%(N=84)
 - 市町村：75.8%(N=1,247)

情報収集様式

「地域における保健師の保健活動に関する指針」※1の活用状況に係る情報収集

別添

※1 以下、「保健師活動指針」とする。

(平成27年5月1日現在)

全国地方公共団体コード※2		都道府県名	
自治体種別		自治体名(市区町村名)	

※2 全国地方公共団体コードは添付のExcelファイルから貴自治体の番号を選択して記入して下さい。

【設問1】

(1) 貴自治体に所属する常勤保健師数を記入してください。

設問1-(1)	
	人

(2) (1)のうち、「統括的な役割を担う保健師」※3の人数を記入してください。

※3 統括的な役割を担う保健師：「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日付け健発0419第1号)において、「保健師の保健活動を組織横断的に総合調整及び推進し、技術及び専門的側面から指導する役割を担う者」を示す。

設問1-(2)	
	人

【設問2】

貴自治体における「統括的な役割を担う保健師」(名称はこれに限りません)の位置づけについてお答えください。

- ① 事務分掌上の定めがある
- ② 事務分掌上の定めはない

設問2	
-----	--

【設問3】

「保健師活動指針」の活用状況及び今後の活用について

(1) 貴自治体における「保健師活動指針」は策定されていますか。

- ① 策定した
- ② 策定中
- ③ 策定に向けて検討中
- ④ 策定の予定はない

設問3-(1)	
---------	--

(2) 貴自治体の「保健師活動指針」が策定されている場合、何年何月頃に策定されましたか。また、誰がどのようなきっかけやプロセスで策定しましたか。指針策定の体制も含めて簡潔(箇条書き等)にお答えください。

設問3-(2)	
平成	年
	月頃

誰が	どのようなきっかけ	プロセス

(3) 貴自治体では「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月

19日付け健発第0419第1号)を保健師が組織内に説明しましたか。

当てはまる項目を選択してください。(複数回答可)

- ① 自治体の長(知事、市町村長)に説明を行った
- ② 衛生部門の長に説明を行った
- ③ 人事部門の長に説明を行った
- ④ 事務部門の長に説明を行った
- ⑤ 保健師が配置されている各所属長に説明を行った
- ⑥ どれにも当てはまらない

設問3-(3)		

(4) 貴自治体における「保健師活動指針」策定の有無にかかわらず、「地域における保健師の保健活動について」(平成25年4月19日付け健発第0419第1号)を活用して貴自治体で変化がみられた事項を下記から3つまで選択してください。

- ① 地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価を行う体制の整備
- ② 地区担当制の推進
- ③ 保健師の計画的かつ継続的な確保
- ④ 各種保健医療福祉に係る計画策定への保健師の関与
- ⑤ 保健、医療、福祉、介護等の関係部門への保健師の適切な配置
- ⑥ 「統括的な役割を担う保健師」の配置
- ⑦ 人材育成の体系的な実施

設問3-(4)	

！「統括的な役割を担う保健師」がいない自治体は【設問4】、【設問5】をご回答下さい！

！「統括的な役割を担う保健師」がいる自治体は【設問6】、【設問7】、【設問8】、【設問9】をご回答下さい！

<「統括的な役割を担う保健師」がいない自治体>

【設問4】

貴自治体に最もあてはまる項目を選択してください。

- ① 「統括的な役割を担う保健師」のポストはあり、過去に配置されていた
- ② 「統括的な役割を担う保健師」のポストはなく、これまでも配置されたことがない
- ③ 不明

設問4

【設問5】

(1)「統括的な役割を担う保健師」の配置状況についてお答えください。

- ① 今後、配置することが決まっている
- ② 検討中
- ③ 配置する予定はない →(2)へ

設問5-(1)

(2)上記質問で③を選択した場合、その理由をお答えください。

設問5-(2)

「統括的な役割を担う保健師」がいない自治体の回答は、以上で終了となります。
ご協力ありがとうございました。

<「統括的な役割を担う保健師」がいる自治体>

【設問6】

「統括的な役割を担う保健師」(【設問1】(2)の該当者)について以下の項目(①②③)を記入してください。

- * 一人につき一行ずつデータを記入して下さい。
- * 所属区分については、**回答番号一覧**から該当する番号を1つ記入してください。
- * 回答番号一覧は、【都道府県用】、【保健所設置市・特別区用】、【市町村用】がありますので、該当する一覧をご参照ください。
- * **回答欄が不足する場合は、回答様式の最後の表(【設問9】後)に記載してください。**

番号	①所属区分		②職位	③貴自治体での 経歴年数
	番号記載欄	内容記載欄 (「その他」を選んだ場合に 具体名を記入)	記号記載欄	
1人目				年目
2人目				年目
3人目				年目
4人目				年目
5人目				年目

【設問7】

(1)「統括的な役割を担う保健師」の役割が明記された「統括的な役割を担う保健師」の活動指針等が策定されていますか。

- ① 策定されている →(2)へ
- ② 策定されていない

設問7-(1)

(2)上記で①を選択した場合、具体的な文書の名称を記載ください。

文書の
名称

設問7-(2)

【設問8】

「統括的な役割を担う保健師」が配置される前後で、貴自治体に変化はありましたか。あてはまるものを下記の項目から3つまで選択してください。

- ① 組織横断的に保健師が業務を遂行できるようになった
- ② 組織横断的な保健師による協議の場を設けることが増えた
- ③ 組織内の業務の優先順位が見直された
- ④ 保健師全体の業務分担や業務量が整理された
- ⑤ 保健師を指導する役割を担う部署が保健衛生部門等に明確に位置づけられた
- ⑥ 組織内の保健師の人材育成が推進された
- ⑦ 地域全体の健康課題がより明確になった
- ⑧ 特に変化はない

設問8

【設問9】

(1)「統括的な役割を担う保健師」はいつから配置されていますか。

- ① 平成25年4月発出の「保健師活動指針」を受けて配置した →(2)へ
- ② 平成25年4月発出の「保健師活動指針」以前から配置していた →(3)へ

設問9-(1)

(2)上記で①を選択した場合、配置までにどのようなことを行いましたか。

下記の項目から選択してください。(複数回答可)

- ① 人事部門に「保健師活動指針」を説明した
- ② 保健衛生部門の所属長に「保健師活動指針」を説明した
- ③ 保健師が配置されている各所属長に「保健師活動指針」を説明した
- ④ 保健師全員に「保健師活動指針」を説明し、「統括的な役割を担う保健師」の必要性や役割について意見交換を行った

設問9-(2)

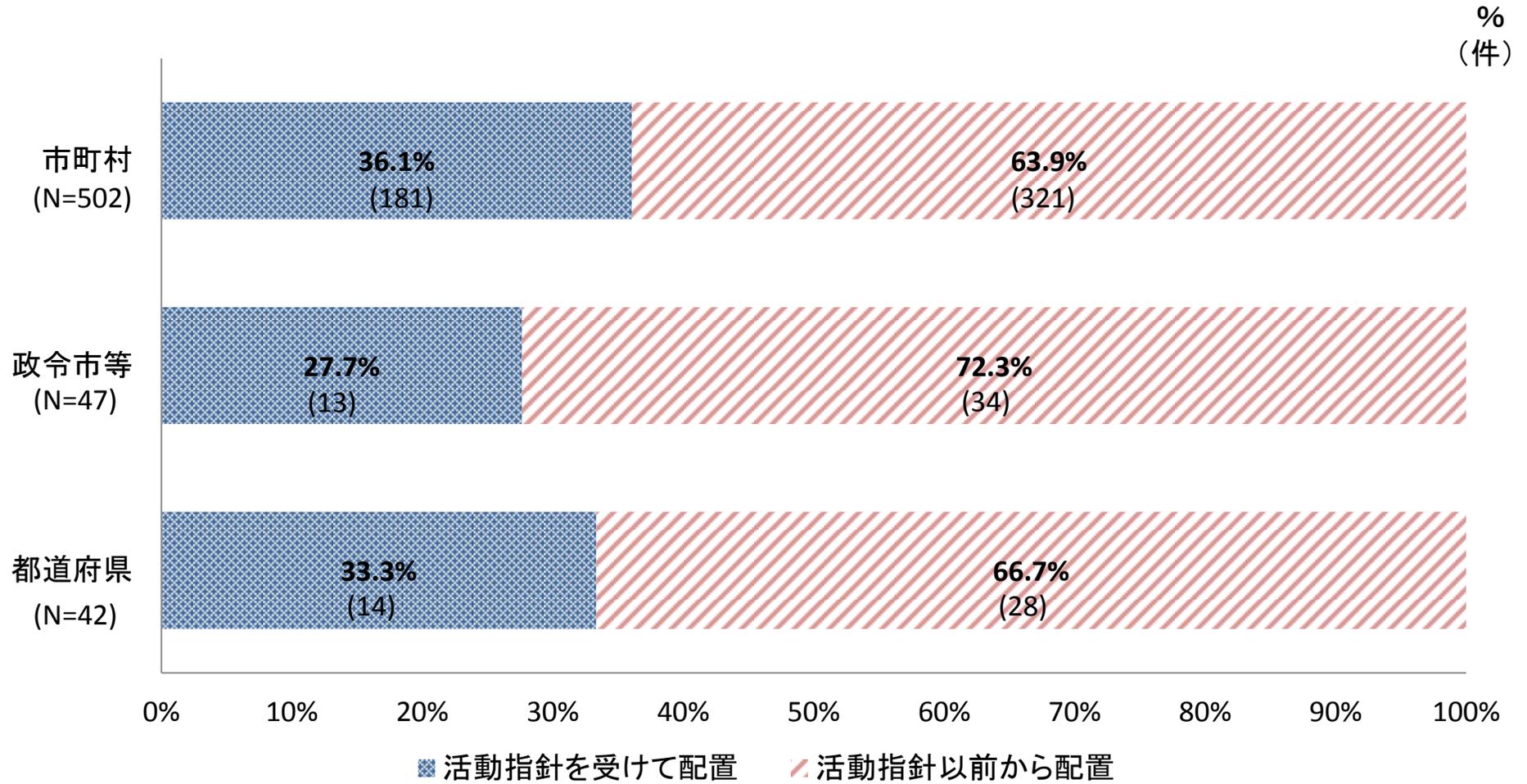
(3)(1)で②を選択した場合、何年何月頃から配置しましたか。
また、どのようなきっかけやプロセスで配置しましたか。
簡潔(簡条書き等)にお答えください。

設問9-(3)
平成 年 月頃

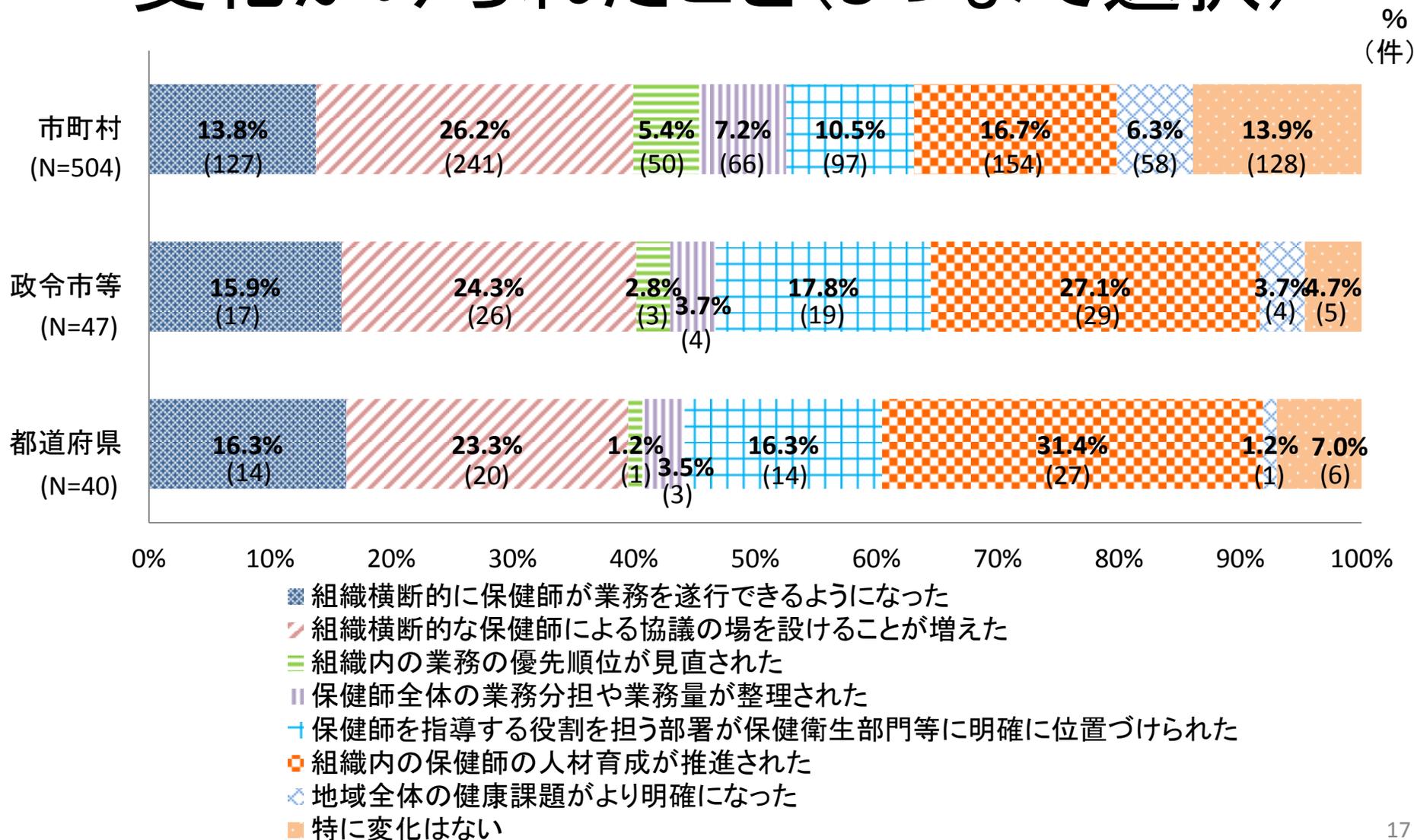
どのようなきっかけ	プロセス

回答は以上で終了となります。ご協力ありがとうございました。

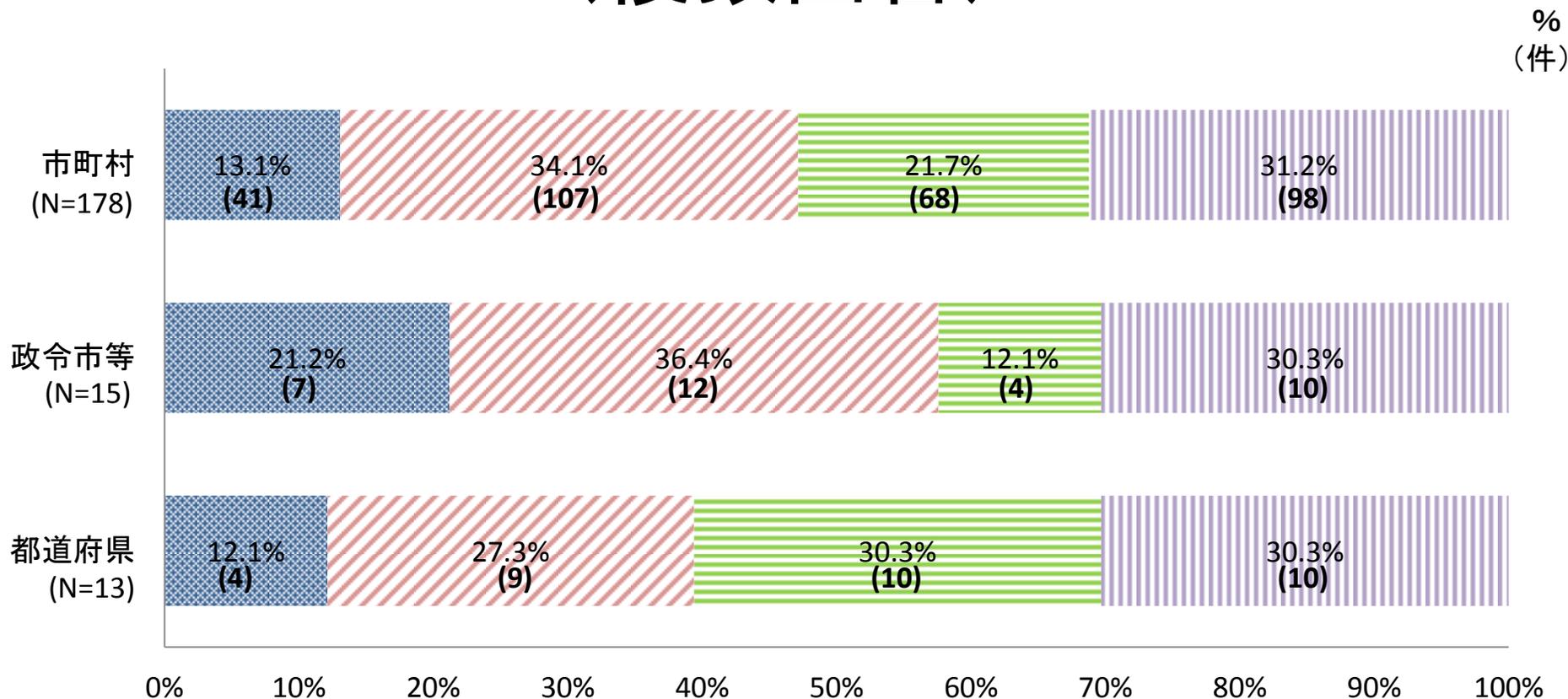
統括保健師の配置時期



統括保健師が配置される前後で 変化がみられたこと(3つまで選択)



統括保健師の配置までに行ったこと (複数回答)



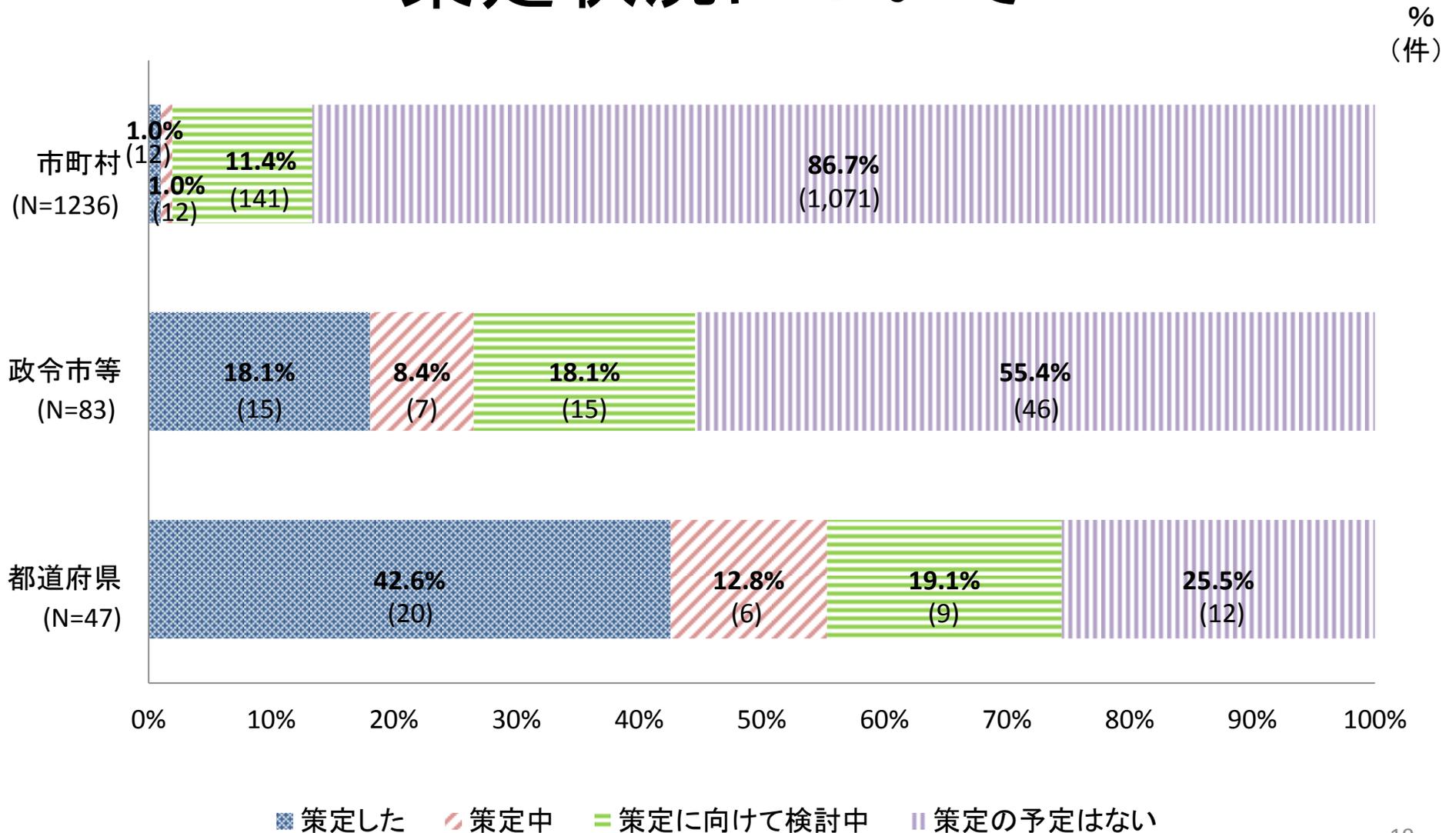
■ 人事部門に「保健師活動指針」を説明した

■ 保健衛生部門の所属長に「保健師活動指針」を説明した

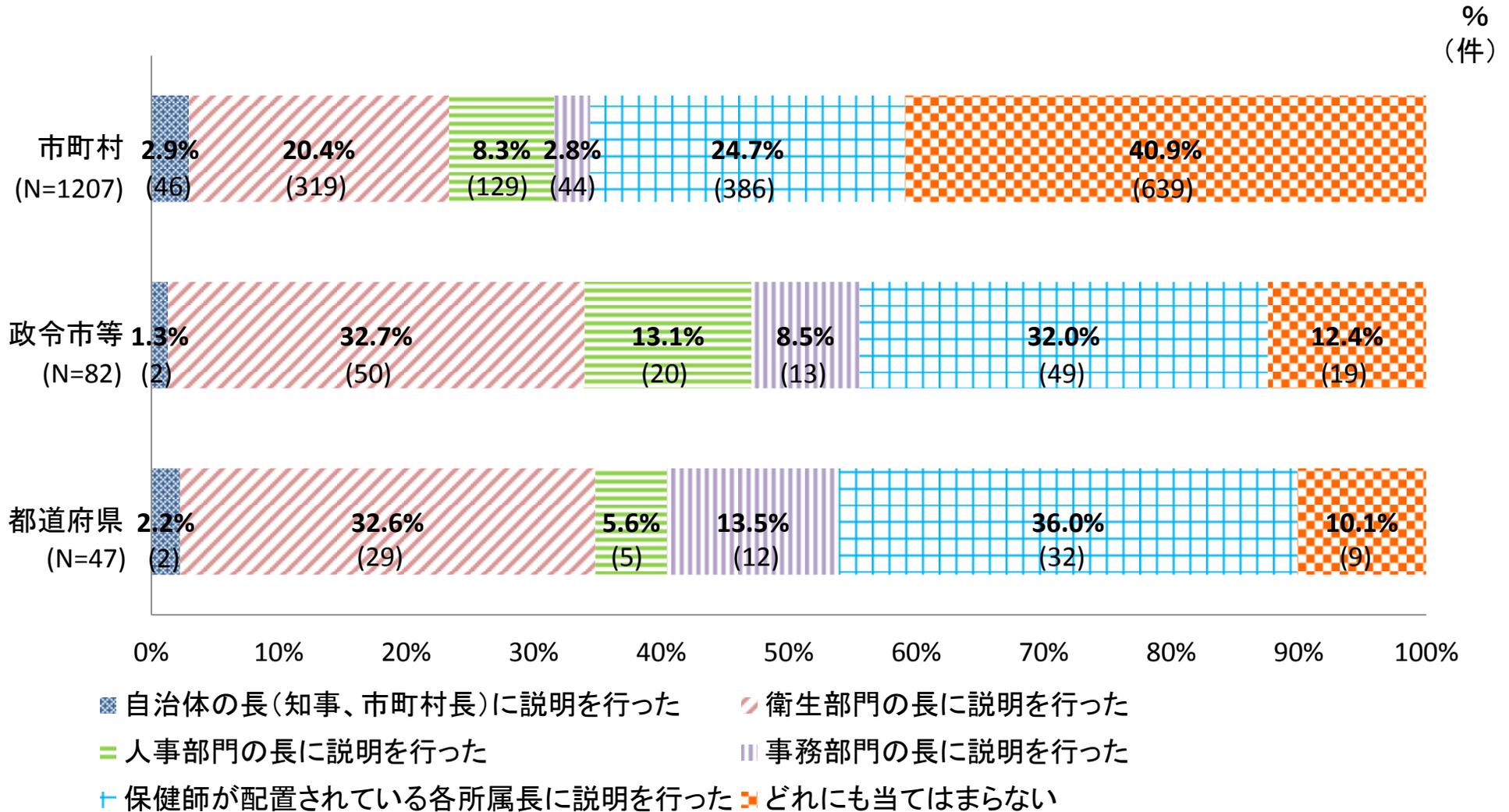
■ 保健師が配置されている各所属長に「保健師活動指針」を説明した

■ 保健師全員に「保健師活動指針」を説明し、統括保健師の必要性や役割について意見交換を行った

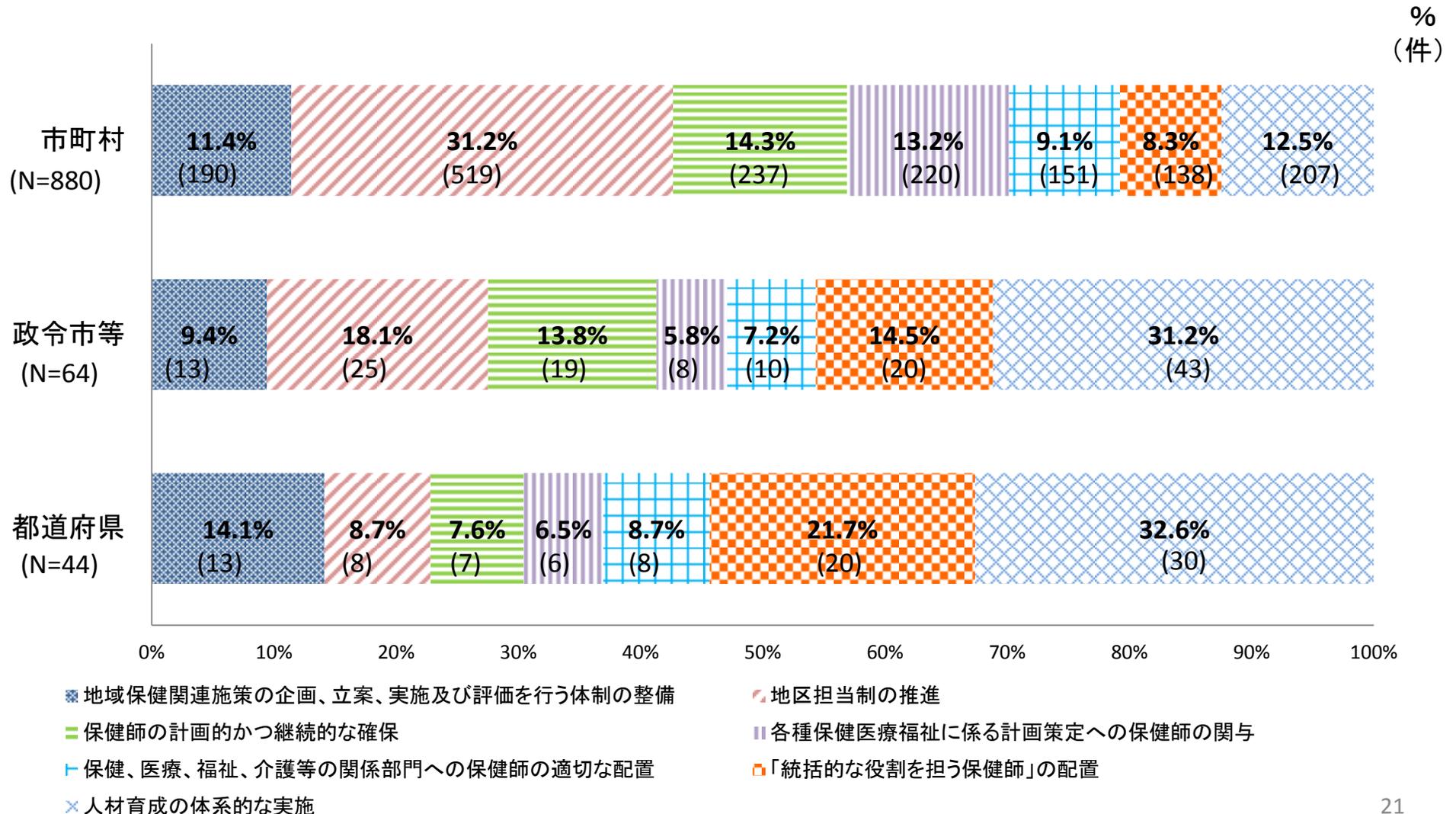
自治体における「保健師活動指針」の策定状況について



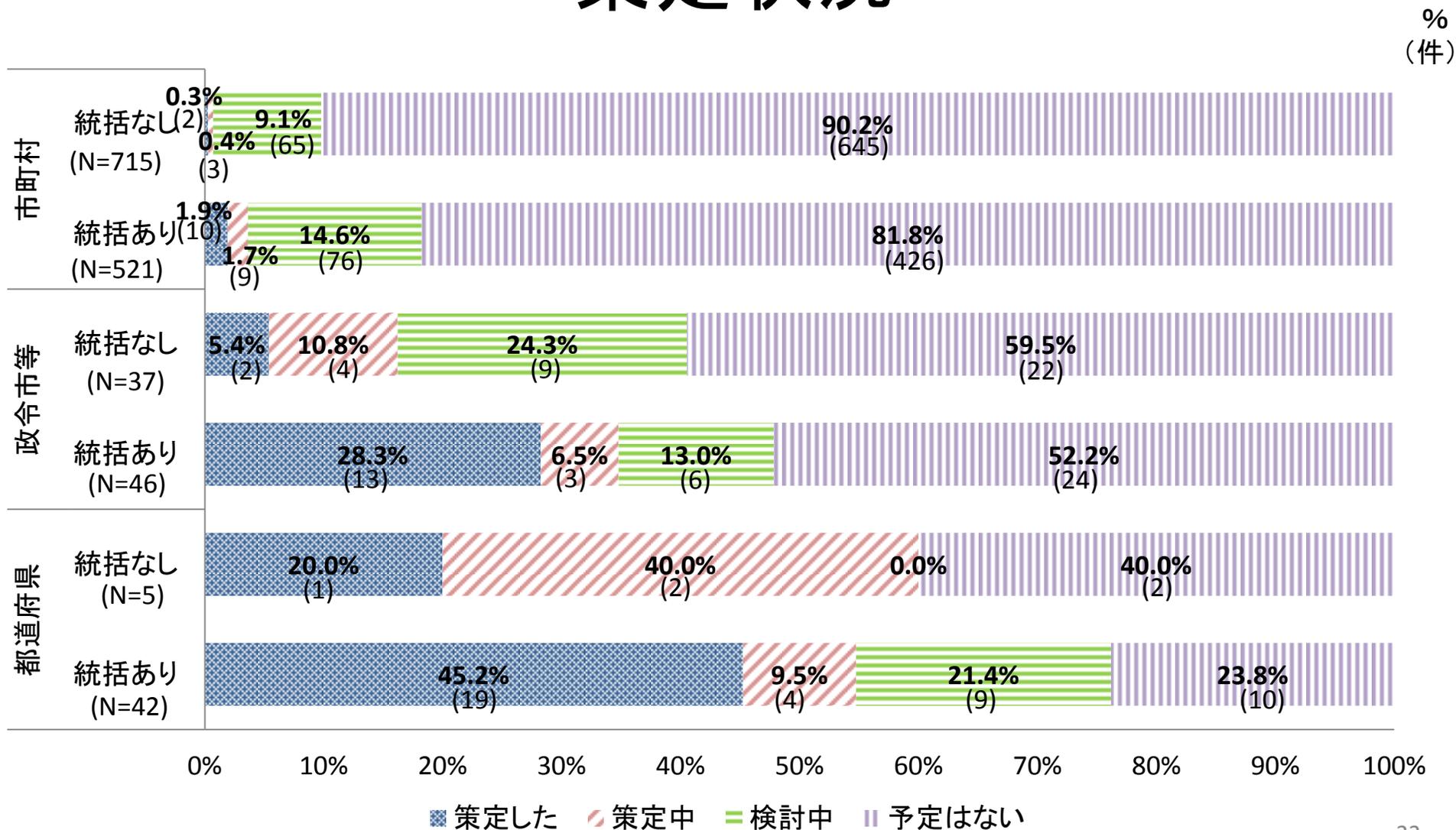
「保健師活動指針（平成25年4月）」の 組織内への説明状況（複数回答）



「保健師活動指針（平成25年4月）」を 活用して変化がみられた事項（3つまで選択）

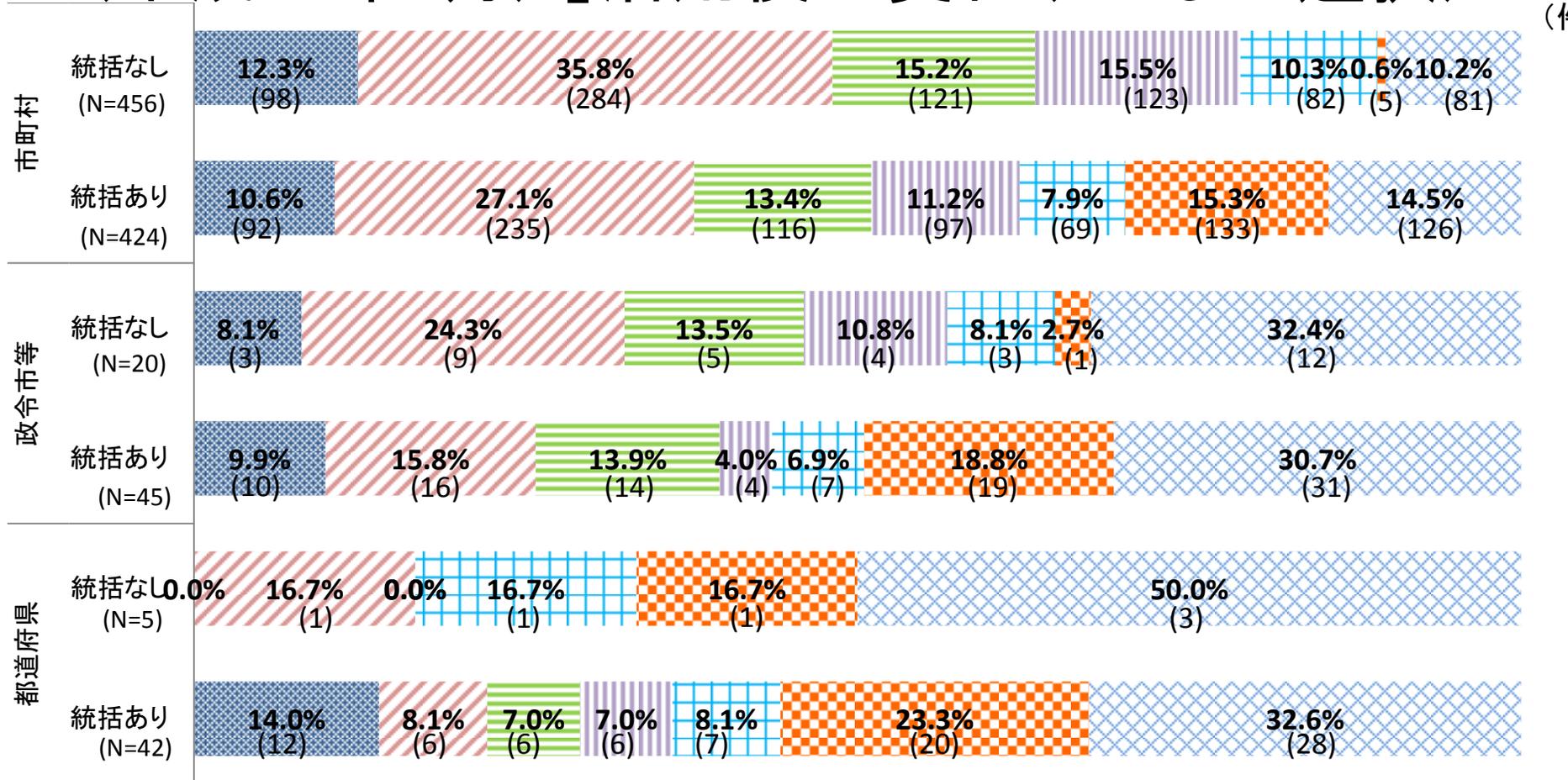


統括保健師の配置と保健師活動指針の策定状況



統括保健師の配置と「保健師活動指針 (平成25年4月)」活用後の変化(3つまで選択)

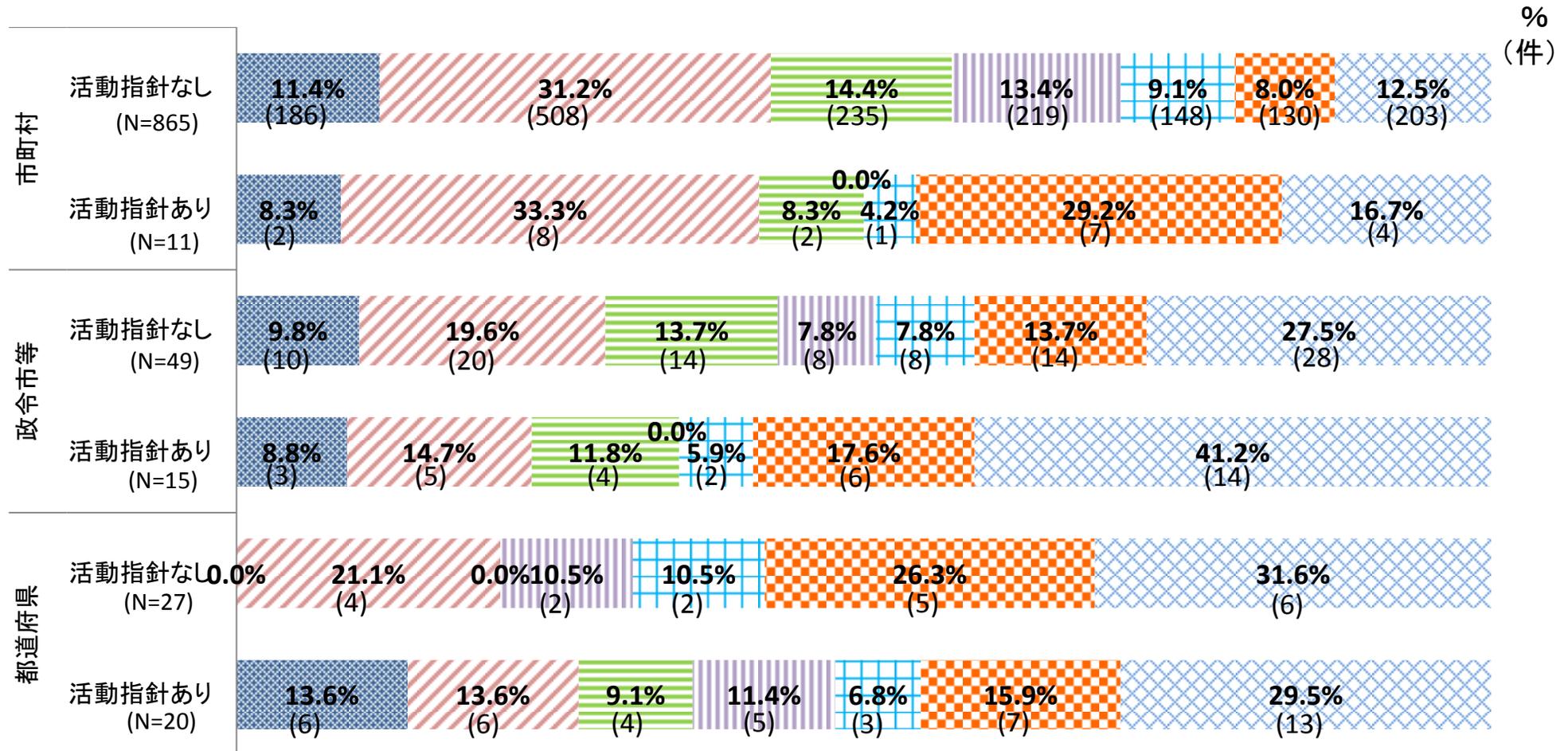
%
(件)



- 地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価を行う体制の整備
- 地区担当制の推進
- 保健師の計画的かつ継続的な確保
- 各種保健医療福祉に係る計画策定への保健師の関与
- 保健、医療、福祉、介護等の関係部門への保健師の適切な配置
- 「統括的な役割を担う保健師」の配置
- 人材育成の体系的な実施

自治体における保健師活動指針の策定状況と

「保健師活動指針(平成25年4月)」活用後の変化(3つまで選択)



- 地域保健関連施策の企画、立案、実施及び評価を行う体制の整備
- 地区担当制の推進
- 保健師の計画的かつ継続的な確保
- 各種保健医療福祉に係る計画策定への保健師の関与
- 保健、医療、福祉、介護等の関係部門への保健師の適切な配置
- 「統括的な役割を担う保健師」の配置
- 人材育成の体系的な実施

保健師の人材育成について

保健師の研修等の根拠となる法律等

【地方公務員法】

○職員には、その勤務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならない

【地域保健法】

○市町村は、地域保健対策が円滑に実施できるように、必要な施設の整備、人材の確保及び資質の向上等に努めなければならない

○地域保健対策の推進に関する基本的な指針を定めなければならない

○地域保健対策の推進に関する基本指針では地域保健対策に係る人材の確保及び資質の向上並びに人材確保支援計画の策定に関する基本的事項を定める

【健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針】

○担当者の資質の向上のため、加入者の生活習慣の改善等に向けた取組の目的及び内容を理解させ、さらに知識及び技術を習得させるため、定期的な研修を行う

【保健師助産師看護師法】

○保健師、助産師、看護師及び准看護師は、免許を受けた後も、臨床研修等を受け、その資質の向上に努めなければならない

【看護師等の人材確保の促進に関する法律】

○国は、看護師等の養成、研修等による資質の向上及び就業の促進並びに病院等に勤務する看護師等の処遇の改善その他看護師等の確保の促進のために必要な財政上及び金融上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない

○看護師等は、保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するよう努めなければならない

通知・指針

「地域における保健師の活動について」

(平成25年4月19日付け健発0419第1号)

記の4(抜粋)

都道府県及び市町村は、保健師が新たな健康課題や多様化、高度化する住民のニーズに的確に対応するとともに、効果的な保健活動を展開するために、常に資質の向上を図る必要があることから、保健師の現任教育(研修(執務を通じての研修を含む。))、自己啓発の奨励、人材育成の観点から計画的な人事異動その他の手段による教育をいう。)については、各地方公共団体において策定した人材育成指針により、体系的に実施すること。

別紙 地域における保健師の保健活動に関する指針

第二

1 都道府県保健所等

(5)研修(執務を通じての研修を含む。)

市町村及び保健、医療、福祉、介護等に従事する者に対する研修を所属内の他の職員等と協働して企画及び実施すること。

4 都道府県、保健所設置市、特別区及び市町村の本庁

(2)保健師の計画的な人材確保を行い、資質の向上を図ること。(抜粋)

イ 地方公共団体の人材育成指針に基づき、職場内研修、職場外研修、人材育成の観点から異なる部門への人事異動、都道府県と市町村(保健所設置市、特別区を含む。)間等の人事交流及び自己啓発を盛り込んだ保健師の現任教育体系を構築し、研修等を企画及び実施すること。



保健師に係る研修のあり方等に関する検討会



【趣旨】

「地域における保健師の保健活動について」（平成25年4月19日付け健発0419第1号）の中で、地方公共団体（以下「自治体」という。）に所属する保健師について、日々進展する保健、医療、福祉、介護等に関する専門的な知識及び技術、連携・調整に係る能力、行政運営や評価に関する能力を養成するよう努めることとされており、自治体は研修等により体系的に人材育成を図っていくこととされている。

しかし、国や自治体等が実施している保健師の研修については、必ずしも系統的に行われていないこと等が課題とされていることから、これらの課題を解決するため、平成26年5月より保健師に係る今後の研修のあり方等について検討。

【構成員】（50音順・敬称略、○は座長）

清田 啓子	北九州市保健福祉局地域支援部 地域包括ケア推進担当課長
佐藤 アキ	熊本県山鹿市福祉部国保年金課 課長
座間 康	富士フイルム株式会社人事部 次長
曾根 智史	国立保健医療科学院 次長
高橋 郁美	全国保健所長会 前総務常務理事
田中 美幸	宮崎県小林保健所 次長（技術担当） 兼健康づくり課長
中板 育美	公益社団法人日本看護協会 常任理事
永江 尚美	公立大学法人島根県立大学看護学部 看護学科 准教授
藤原 啓子	全国保健師長会 前常任理事
○村嶋 幸代	全国保健師教育機関協議会 前会長

保健師に係る研修のあり方等に関する検討会 最終とりまとめ(平成28年3月) 概要 ～自治体保健師の人材育成体制構築の推進に向けて～

I はじめに

- 地域保健対策の主要な担い手である地方公共団体(以下「自治体」という。)に所属する保健師の能力の養成は、自治体の保健福祉施策の推進において重要である。各自治体には、人事評価制度や人材育成基本方針に沿って、保健師の体系的な人材育成を図ることが求められている。
- 自治体保健師に求められる能力を整理するとともに、各自治体における研修体制構築の推進策や関係機関等との連携のあり方等について議論を重ね、その成果をとりまとめた。

II 体系的な研修体制の構築

1. 自治体保健師に求められる能力について

(1)「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」による能力の整理

- 保健師免許取得までの教育背景や就職までの職務経験が多様化する中で、保健師の能力は経験年数に応じて一様ではないことから、各保健師の能力の獲得状況を的確に把握するため、能力の成長過程を段階別に整理したキャリアラダーが必要である。
- 本検討会では、自治体保健師に概ね共通して求められる標準的な能力を「専門的能力に係るキャリアラダー」と「管理職保健師に向けたキャリアラダー」に分けて整理した。
- 各自治体は、「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」を参照しつつ、自組織の保健師の年齢構成や職務範囲等を踏まえて、独自の保健師のキャリアラダーを作成することが必要である。

(2) 統括的な役割を担う保健師に求められる能力とその育成

- 統括的な役割を担う保健師(以下「統括保健師」という。)の役割は、「保健師の保健活動の組織横断的な総合調整及び推進」、「技術的及び専門的側面からの指導及び調整」、「人材育成の推進」である。これらの役割を果たすために必要な能力は、「組織横断的な調整や交渉を行い、保健活動を総合的に推進する能力」、「保健師として専門的知識・技術について指導する能力」、「組織目標等に基づき保健師の人材育成体制を整備する能力」である。
- すでに自治体に配置されている統括保健師は、上記に加え、多様な役割を担っており、各自治体が統括保健師の育成を行うに当たっては、自組織の統括保健師の役割の範囲と求められる能力を確認し、それらの能力が獲得できるよう、ジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた早期からの計画的な人材育成が必要である。

2. 体系的な研修体制構築の推進

(1) 組織全体で取り組む人材育成

- 効果的な保健師の人材育成体制構築のためには、まず保健師間で人材育成の方針等について議論を重ね、人材育成指針を定め、共通理解を図ることが必要である。その上で、自治体の人事部門と共に検討する場を設け、保健師の人材育成について組織的に推進することが重要である。

(2) キャリアパスを活用した体系的な人材育成体制構築の推進

- ジョブローテーションによるOJTと研修を組み合わせた人材育成により能力を積み上げる道筋をキャリアパス等として示し、可視化することが重要である。
- 保健師の人材育成に関係する自治体内の各部署が連携して、保健師のキャリアパスを作成するプロセス等を通して、保健師の体系的な人材育成の必要性の理解促進や体制構築の推進が期待される。

(3) 個別性に着目した人材育成の推進

- 保健師の個別性に着目した人材育成を行うことは重要であり、産前産後休業や育児休業等により長期間職場を離れた保健師の人材育成やキャリア継続支援においても、個別の事情を勘案した人材育成が求められる。
- 個々の保健師が業務経験や研修受講履歴等を共通の様式に記録し、獲得した能力等を自ら確認すると共に、上司との面談等において共有して人材育成計画に反映させるなどにより、効果的かつ組織的な人材育成の推進が期待される。

Ⅲ 国の役割及び自治体間や関係機関との連携推進

1. 国及び国立保健医療科学院の役割

- 国は各自治体における保健師の人材育成体制の構築が一層推進されるよう、関係機関と連携し、具体的な推進方策について周知を図るべきである。
- 国立保健医療科学院は、研修を受講した都道府県等の保健師が当該地域の自治体の人材育成に寄与するといった波及効果を生むよう研修の充実を図ると共に、実践的研究等を通じて、全国自治体保健師の人材育成の取組や研修の質向上に寄与するよう努める。

2. 都道府県と市町村との連携推進

- 都道府県や保健所が、市町村の人材育成に係る実態を把握する体制を整えるなど、計画的かつ継続的に市町村の人材育成を支援・推進することが今後も必要である。特に小規模自治体への支援が重要である。
- 規模や特性が近い市町村間の連携も重要であり、既存の市町村間連携のしくみを活用し、人材育成を担当する市町村の保健師同志が顔の見える関係性を構築し連携促進を図る。

3. 教育機関との連携推進

- 教育機関との連携に際しては、自治体が主導し、保健師の人材育成において教育機関と連携する目的や目標を明確にした上で、互いの強みと弱みを確認し、それを補完し合い、双方の特徴を活かした連携策が効果的である。
- 教育機関が自治体保健師の現任教育に関与する意義や多様な関わり方を、教育機関に対して広く周知することが重要である。

4. 関係機関との連携推進

- 自治体保健師の現任教育において関係機関との連携推進を図るためには、双方のメリットを明らかにし、それぞれの特性や役割、連携による効果等を互いに理解・共有することが重要である。

Ⅳ 自治体保健師の人材育成に資する今後の研修事業のあり方

- 自治体保健師を対象とした各種研修事業の実施者が、研修対象者や到達目標等を「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」と関連付けて明示することにより、各研修の人材育成上の位置づけを明確にすることができ、各自治体の人材育成において研修が一層有効に活用されることが期待される。

被災地における健康支援について

保健師等の災害時派遣調整

【派遣調整の根拠】

• 防災基本計画 第2編 第2章 第7節

(前略)厚生労働省は、必要に応じ、又は被災地方公共団体の要請に基づき、保健師等の派遣計画の作成など保健活動の調整を行うものとする。

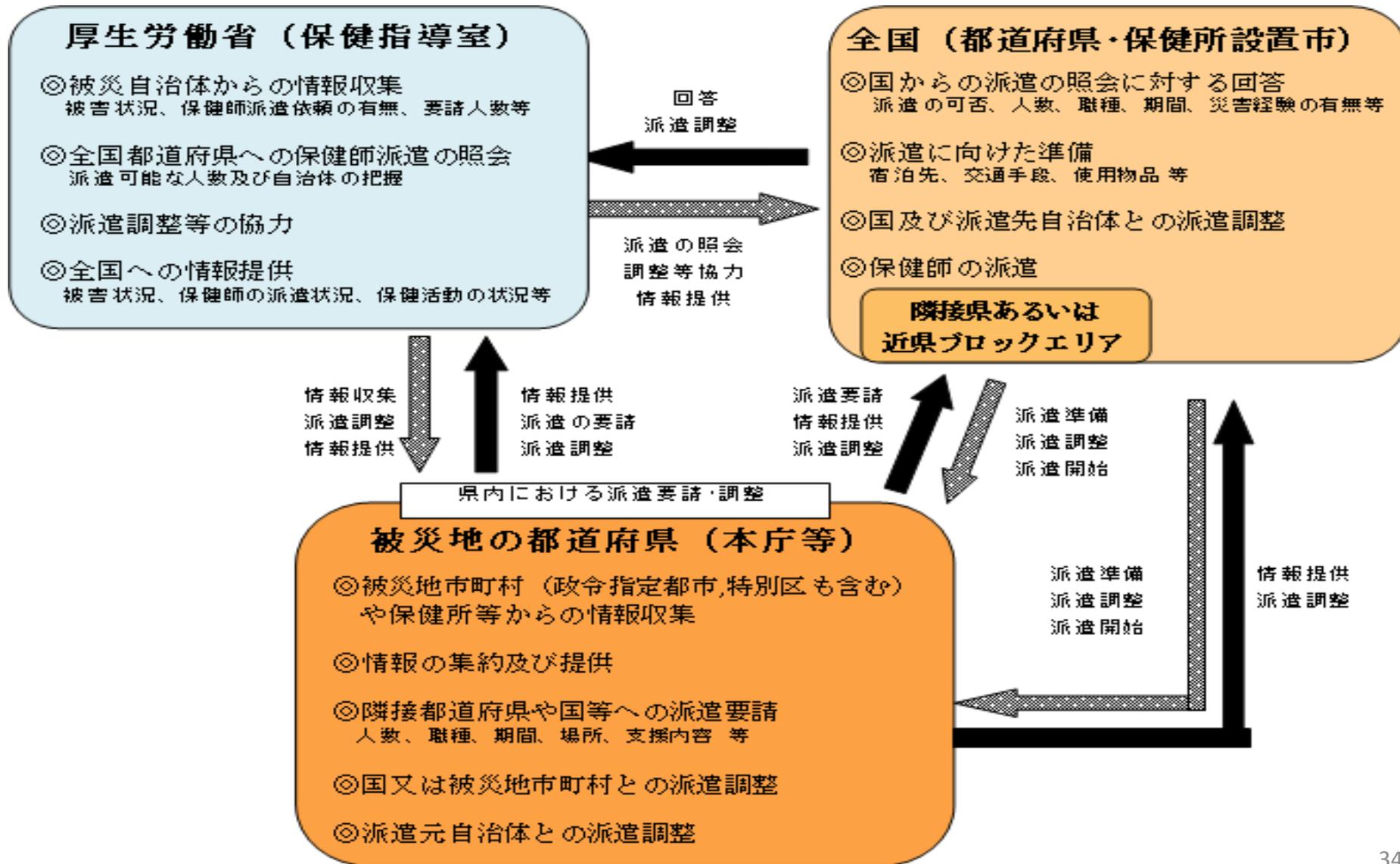
(中略)厚生労働省は、必要に応じ、又は地方公共団体の要請に基づき、他の地方公共団体からの協力確保等必要な調整を行うものとする。

• 厚生労働省防災業務計画 第2編 第2章 第4節 第3の3

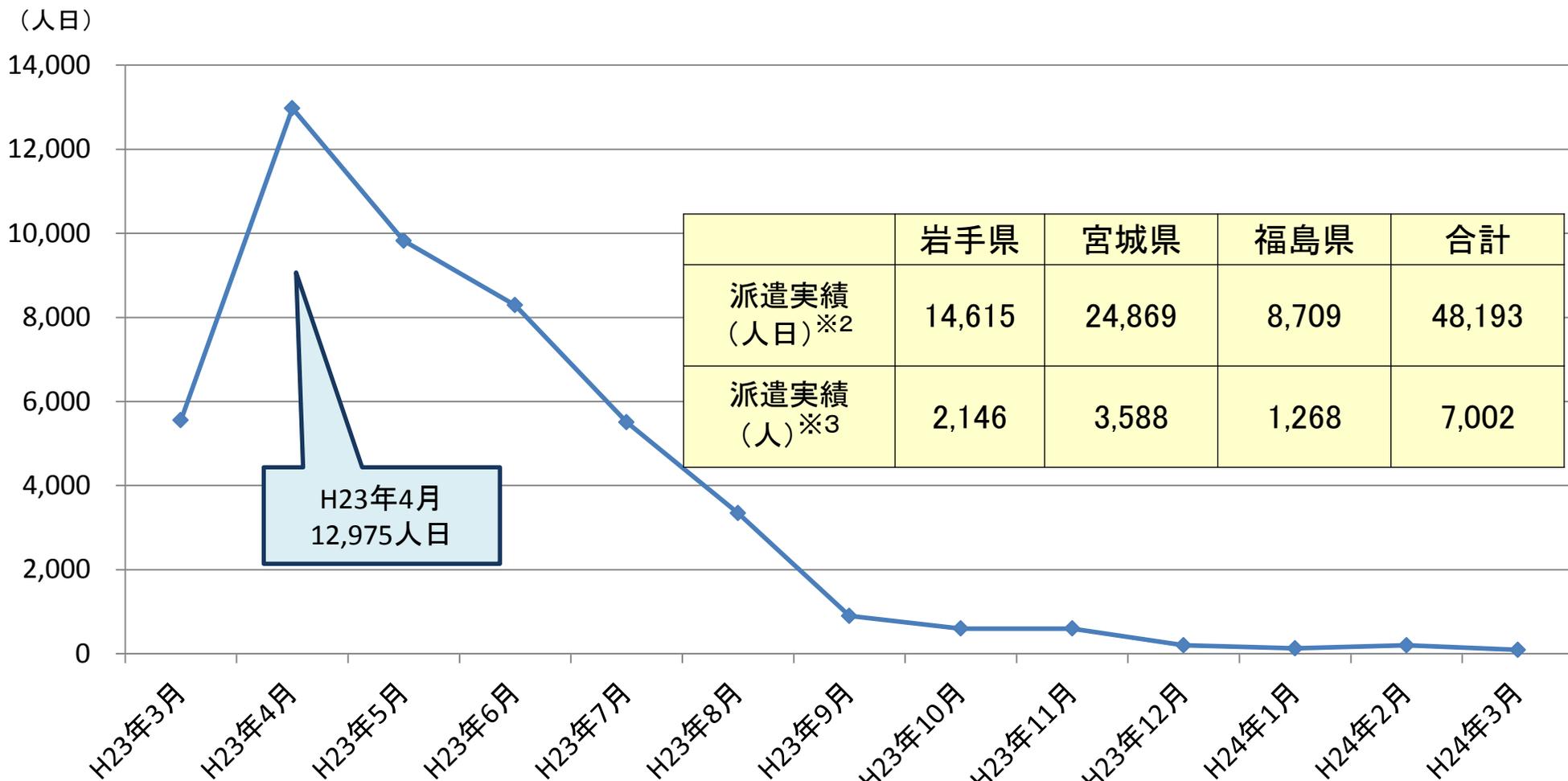
厚生労働省健康局は、被災都道府県からの公衆衛生医師および保健指導の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。ただし、緊急を要する場合は、被災都道府県からの要請を待たずに被災都道府県以外の都道府県に対し、保健師等の応援、派遣等を求めた上で、被災都道府県に対し、その旨を通知する。

保健師等の災害時派遣調整

【大規模災害時の派遣要請～派遣開始までの手続きの流れ(大規模災害の場合)】



保健師短期派遣※1の実績



※1 短期派遣とは、1回の派遣期間が約1か月未満のものを指す。なお、厚生労働省によるあっせん以外のものも含む。

※2 派遣実績(人日)とは、1人1日でカウントし、実績を算出したものを指し、移動日及び引き継ぎ日も含む

※3 派遣実績(人)とは、派遣された保健師の延べ人数を指す

注)派遣実績には、岩手・宮城・福島の3県内の自治体による県内派遣の実績は含まれていない

(厚生労働省健康局健康課保健指導室調べ)

発災直後の被災地における保健師の役割

○ 東日本大震災においては、被災地の自治体機能が低下したこともあり、保健師は被災者の健康支援を中心とし、広範囲に渡る支援活動に従事した。被災地における主な保健師の役割は以下のとおり。

※ これらの活動は、全国の自治体保健師を中心とした保健人材が被災地に派遣され、被災地の自治体保健師と共に活動に従事した。

○ 被害状況等の情報収集及び発信

○ 救護所における救護活動

- ・ 状況に応じた医療、保健、福祉のニーズに関するアセスメント
- ・ 救護所の被災者に必要な医薬品、医療品、衛生材料等の調達及び医療処置の実施等

○ 自宅、避難所及び仮設住宅における健康管理

- ・ 全戸訪問による被災者の健康課題の把握
- ・ 感染症、食中毒、熱中症、急性肺血栓塞栓症(エコノミークラス症候群)、生活不活発病の予防の観点からの環境整備、健康教育
- ・ 感染症患者発生時の対応(隔離、医療との連携、保健所との連携)
- ・ 健康状態が悪化した被災者への対応(医療との連携)等
- ・ 精神的な支援が必要な被災者のアセスメント、こころのケア活動との連携、医療との連携、等

○ 福祉避難所の避難者への対応

- ・ 避難者のアセスメント及び入所の必要性の判断等

○ 保健師の派遣調整

- ・ 被害状況に基づいた国や県庁に対する保健師派遣の要請、保健師の派遣調整

○ 関係者との支援体制の調整

- ・ 支援チームの受入れ調整及び業務改善
- ・ 関係職種との会議の開催、等

平成24年度地域保健総合推進事業「被災地への保健師の派遣のあり方に関する検討会報告書」
平成24年度地域保健総合推進事業「大規模災害における保健師の活動マニュアル」より

現在の被災地における健康支援

- 支援が必要な方に対する個別訪問等のフォローアップ
- 生活不活発病予防のための体操や健康運動教室の開催
- 歯科医師等による歯科検診・指導
- 管理栄養士等による栄養・食生活指導
- 保健師、管理栄養士等の専門人材の確保 等を実施

【巡回保健指導】



【健康教室】



【栄養士の栄養相談】



【健康相談会】



【被災地健康支援事業】

- 被災3県に設置されている基金(介護基盤緊急整備等臨時特例基金)に積み増しを行い(平成23~27年度で43億円)、県・市町村が実施する仮設住宅入居者等を対象とした多様な健康支援活動及びそれらを担う専門人材の確保を支援。

被災地健康支援事業の活用実績

・基金を活用した保健師等の専門人材の確保状況

平成23年度：10名
平成24年度：81名
平成25年度：78名
平成26年度：84名
平成27年度：90名

(平成27年12月31日現在)



・基金を活用した戸別訪問による健康支援の実施件数(延べ)

平成23年度：23,768件
平成24年度：80,034件
平成25年度：63,742件
平成26年度：36,321件



・基金を活用した健康教室(健康相談会)の実施市町村数
平成26年度：36市町村



・基金を活用した栄養教室の実施市町村数
平成26年度：38市町村

残された課題と今後の対応

現状

<東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査研究>

・心理的苦痛は、就労・経済状況、震災ストレス、社会的孤立により増大している。

・賃貸・みなし仮設の居住者における健康状態には今後も注意を要する。

<被災自治体ヒアリング>

・応急仮設住宅の入居戸数は約6割程度まで減少しており、コミュニケーションが取りづらくなっている。

・災害公営住宅等への移転が孤立化や精神的ストレスの増大に繋がっており、継続的な支援が必要。

・宮城県の調査では、仮設住宅の65歳以上で一人暮らしの世帯の割合は、16.4%(平成24年度)から22.7%(平成27年度)に増えている。

・一人暮らしの高齢者に対し見守りや声かけを行っている、地域生活支援員や生活援助員等が役立っている。

・被災者の心のケアを行う心のケアセンターの専門職や、健康問題に対応する保健師等の専門職の存在が大きい。

課題

1. 被災者の心のケア
2. 被災者の見守り
3. 保健師等の専門職の確保

対応

1. 心のケアセンター等による支援
2. 相談員による見守り・相談支援
3. 自治体間派遣や臨時雇用等による専門職等の確保



国のサポート

被災者支援総合交付金等による財政支援の継続

- ・被災地健康支援事業
- ・被災者の心のケア支援事業
- ・被災者見守り・相談支援事業

全国の自治体に対する被災地への保健師派遣の協力依頼の継続

- ・「平成28年度における東日本大震災被災市町村への保健師派遣の協力依頼について」(H27年12月3日付通知)

被災者の健康等に関する調査研究への支援の継続

- ・東日本大震災被災者の健康状態等に関する調査研究



被災者支援総合交付金（復興庁被災者支援班）

28年度予算案額 **220.3億円**【復興】
 （27年度予算額 58.9億円）

事業概要・目的

- 被災者支援については、震災から4年半が経過し、避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、復興の進展に伴う課題への対応が必要となっている。
- 28年度は、交付金を大幅に拡充し、被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な拡充内容>

- ① 仮設住宅で長期避難を続け、閉じこもりがちな高齢者の交流機会を創る活動や、被災地の将来を担うこどもや若者のケアなどを支援する「心の復興」事業を新たに交付金の対象とする。
- ② 被災者の移転に伴うコミュニティ形成や、既存のコミュニティとの融合といった被災地で生じている課題に対応するための活動を支援。
- ③ 自宅再建や生活再建の見通しが立たない方々について、相談支援体制を強化する「住宅・生活再建支援」の取組を支援。
- ④ 見守り・相談支援を一元的に支援して体制を更に強化し、緊急雇用で実施されてきた見守りの活動についても交付金で支援。
- ⑤ 仮設住宅提供の今後の方針を示した福島県について、県外避難者の相談支援や自主避難者の方々への情報提供を支援。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援【追加・統合】

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | |
| ・住宅・生活再建支援 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・「心の復興」 | ・県外避難者支援 |
| ・高齢者等日常生活サポート | ・被災者支援コーディネート |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援【統合】

- ②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営【統合】

- ③仮設住宅サポート拠点運営事業

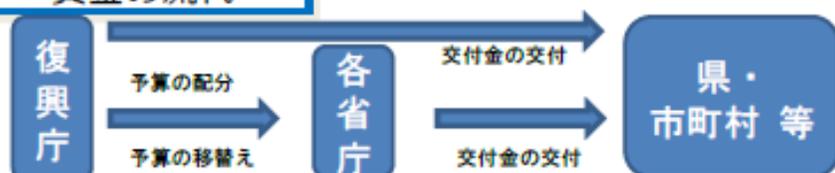
IV. 被災地における健康支援【統合】

- ④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
 ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

資金の流れ



期待される効果

- 被災者支援の基幹的事業について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。